

避難指示区域内の活動

避難指示区域の見直し前後の変化（1/2）

	見直し前	見直し後			区域見直し前後の変化
		帰還困難区域	居住制限区域	避難指示解除準備区域	
区域の運用	区域への立入り ※計画的避難区域では立入り可	△ (注1)	○	○	自宅等への立入りが可能に
	自宅等での宿泊	×	×	×	—
	特例宿泊	×	○	○	一定の時期・期間、自宅への宿泊が可能に(注2)
	「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」	×	△ (注3)	○	一定の要件を満たせば、長期間の宿泊が可能に
	新たな企業・事業活動の開始(企業誘致等)	×	△ (注4)	○ (注6)	新たな企業の誘致が可能に
	既存企業・事業者の再開 ※計画的避難区域で一部事業継続有	△ (注4)	△ (注5)	○ (注6)	既存事業の再開が可能に
	営農・営林	×	△ (注5)(注7)	○ (注7)	避難指示区域の一部では再開可能に

注釈は次頁

内閣府「避難指示区域の見直しについて」及び内閣府「避難指示区域内における活動について」(平成27年6月19日改訂版)より作成

「避難指示解除準備区域」では、以下の活動ができます。

- ① 主要道路における通過交通
- ② 住民の方の一時的な帰宅（住民による自宅等の片付けや、修繕、改築及び新築をみますが、宿泊はできません。）
- ③ 公益を目的とした立入り（除染、防災・防犯、電気、ガス、水道、通信等の復旧、農地の保全管理を目的とした立入り等。）
- ④ 復旧・復興に不可欠な、区域内の事業所の再開又は新設を伴う事業（金融機関（郵便局・農協の金融サービスを含む。）、廃棄物処理、ガソリンスタンド等。）
- ⑤ 復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅者等を対象とした事業（小規模小売店、食堂、診療所（入院を除く。）等については、防災・防犯等に留意することを前提に、市町村長の判断の下で事業ができます。）
- ⑥ 製造業等居住者を対象としない事業
- ⑦ 営農・営林
- ⑧ 上記の諸活動に付随する又は準じる作業の実施のための立入り(事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕等工事を目的とした立入り等)。

この区域では、スクリーニングや線量管理等は原則として義務付けられていませんが、希望される方については、スクリーニングや線量計の貸出しを実施することとしています。

本資料への収録日：平成 26 年 3 月 31 日

改訂日：平成 28 年 1 月 18 日